

訴状

平成 19 年 3 月 日 事件名 損害賠償請求事件

東京簡易裁判所 御中

(送達場所)

原告 〒169-0074 東京都新宿区北新宿 4-9-18
東建柏木マンション 412 号 TEL 090-4416-7046
山 崎 壽 樹

被告 〒135-0062 東京都江東区東雲 2 丁目 3 番 27 号
セザール東京ベイフロント 704 号室
阿 部 司

付属書類 なし

訴訟物の価額 金 1,000,000 円

貼用印紙額 金 10,000 円

予納郵券 金 6,000 円

請求の趣旨

1. 被告は原告に対し金 1,000,000 円、及び平成 18 年 8 月 18 日から完済に至るまで年 5 分の割合による金員の支払をせよ。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
以上の通りの判決、及び仮執行の宣言を求める。

請求の原因

1. 事件の要旨

原告は東京無線タクシー代々木自動車(株)の乗務員です。

被告は、平成 18 年 8 月 18 日午後 11 時 05 分ころ、東京都港区愛宕 2 丁目 5 番 1 号先路上において、原告が同所に停車させた代々木自動車(株)所有の事業用普通乗用自動車（車両ナンバー品川 500 い・・17 号）の運転席側の窓ガラス 1 枚を、いきなり叩き割り破損させ、握り拳で原告を殴打し傷害を加えたものである。

2. その後、被告からの一片の謝罪すらなく今日に至りました。

原告の身体的な傷は癒えても、何時またこのような災難に遭遇するの
かとの恐怖心が拭えず、業務にも少なからず支障をきたしております。

この精神的苦痛を慰藉するために、原告は 100 万円を下らない慰藉料
の支払いを求めるものであります。

以上原告 山 崎 壽 樹